(四)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置（附則第四〇条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの日の属する課税期間の末日までに、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

(五)　二九年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第四一条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円超である二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成二九年四月一日から同日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、右記(二)の方法により、当該期間の二九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額を計算することができる。

(六)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第四二条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円超である二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成二九年四月一日から同日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、右記(三)の方法により、当該期間の課税仕入れ等の税額を計算することができる。

(七)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第四三条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円超である事業者が、平成二九年四月一日から同日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税制度に準じた方法により当該期間の課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

3　適格請求書等保存方式導入後の軽減税率制度について、二九年軽減対象資産の譲渡等及び二九年軽減対象課税貨物の範囲を消費税法本則に位置付け、それぞれ「軽減対象課税資産の譲渡等」及び「軽減対象課税貨物」とするとともに、軽減税率（六・二四パーセント）についても消費税法本則に位置付けることとした。（消費税法第二条、第二九条、別表第一及び別表第一の二関係）

4　適格請求書等保存方式を次のとおり導入することとした。

(一)　適格請求書発行事業者登録制度（消費税法第九条及び第五七条の二関係）

(1)　免税事業者以外の事業者であって、左記(二)(1)の適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して税務署長の登録を受けることができる。

(2)　税務署長は、右記(1)の登録を受けた事業者（以下「適格請求書発行事業者」という。）の氏名又は名称及び登録番号等の一定の事項を登録後速やかに公表しなければならない。

(3)　適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録は、その効力を失う。

(4)　適格請求書発行事業者については、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。

(二)　適格請求書発行事業者の義務等（消費税法第五七条の四関係）

(1)　適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者（免税事業者を除く。）から求められたときは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格請求書」という。）を交付しなければならない。ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

イ　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

ロ　課税資産の譲渡等を行った年月日

ハ　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

ニ　課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

ホ　消費税額等

ヘ　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(2)　適格請求書発行事業者が行う課税資産の譲渡等が小売業等の一定の事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格簡易請求書」という。）を交付することができる。

イ　右記(1)イからハまでに掲げる事項

ロ　課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額

ハ　消費税額等又は適用税率

(3)　適格請求書発行事業者が、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）の承諾を得たときは、適格請求書の交付に代えて適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供をすることができる。

(4)　適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

(三)　仕入税額控除の要件等の見直し（消費税法第三〇条関係）

(1)　適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項を基礎として計算した消費税額等を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

(2)　一定の帳簿及び次に掲げるものの保存を課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とする。

イ　適格請求書

ロ　適格簡易請求書

ハ　適格請求書の記載事項に係る電磁的記録

ニ　事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。）

ホ　媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける一定の書類

(3)　課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(四)　課税資産の譲渡等に係る税額の計算方法（消費税法第四三条及び第四五条関係）

(1)　課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する。

(2)　適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該適格請求書に記載した消費税額等を基礎として一定の計算をした金額を、当該課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額とすることができる。